

令和6年6月10日

市政記者クラブ 様

名古屋市保健所（健康福祉局）
食品衛生課食の安全対策担当
担当 石井、久恒
電話 972-2648

令和6年度 食の安全・安心モニターの活動を開始します！

名古屋市食の安全・安心条例に基づく、「食の安全・安心モニター制度」について、令和6年度のモニター活動を開始します。

○「食の安全・安心モニター」とは

消費者の方に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全・安心に関する意見を市に提出するなどの活動をしていただくものです。いただいた意見は、保健センター等が行う監視指導に役立てるなど、市の施策に反映しています。

より多くの方にご参加いただけるように、【活動モニター】と【意見モニター】の2種類の区分を設けています。

○モニターの主な活動内容

【活動モニター】

- ・講習会で事前に食の安全について学んでいただいた上で、お店の衛生管理状況や購入した食品の表示事項の調査を実施します。
- ・市が開催する事業等への参加、食の安全・安心に関する意見を市に提出するなどご協力をいただきます。

【意見モニター】

- ・食の安全に関するアンケートや市への意見を専用のWebサイトにて回答いただきます。

今年度は、4月に公募を行い、応募された方から活動モニター40名、意見モニター260名を選考しました。別紙の通り活動モニター委嘱式を行います。



昨年度の講習会の様子

1 活動モニター委嘱式及び講習会

- (1) 日時 令和6年6月14日（金）午後2時～午後3時45分
- (2) 場所 ウィルあいち（愛知県女性総合センター）
2階 特別会議室（東区上堅杉町1番地）
- (3) 内容 ア 委嘱式（午後2時～午後2時15分）
モニターの代表者1名に名古屋市生活衛生部長から調査員証を
交付

イ 講習会（午後2時20分～午後3時45分）
 - ・食の安全・安心モニターの業務内容について
 - ・食品の表示制度について
 - ・その他（食の安全・安心に関する施策について）

2 報道機関の方へ

委嘱式の取材をご希望の場合は、6月13日（木）午後3時までに食品衛生課（972・2648）にご連絡の上、6月14日（金）午後1時30分までにウィルあいち2階 特別会議室にお集まりください。